



平成26年11月26日

各 位

会 社 名	J T ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤澤信義
(コード番号	8 5 0 8)
(上場取引所	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	取締役 常陸泰司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

当社子会社に対する訴訟の和解解決についてのお知らせ

当社子会社である株式会社クレディア（以下、「クレディア」といいます。）は、平成24年9月3日付で破産者株式会社S F コーポレーション破産管財人鈴木銀治郎（以下、「一審原告」といいます。）より提起された訴訟につきまして、第一審の判決内容を不服として、平成25年12月27日付で東京高等裁判所に控訴しておりましたが、平成26年11月26日付で和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該子会社の概要

- (1) 名 称 : 株式会社クレディア
- (2) 本店所在地 : 静岡県静岡市駿河区南町10番5号
- (3) 代 表 者 : 代表取締役社長 佐藤友彦
- (4) 資 本 金 : 1億円
- (5) 事 業 内 容 : 個人向けローン業務・事業者向けローン業務・信用保証業務・その他業務

2. 和解の相手方の概要

- (1) 名 称 : 破産者株式会社S F コーポレーション 破産管財人鈴木銀治郎
- (2) 住 所 : 東京都港区新橋五丁目22番6号5階
株式会社S F コーポレーション破産管財人執務室

3. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

本件訴訟は、平成25年12月17日付「当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、クレディアが、平成22年2月19日に株式会社S F コーポレーション（以下、「S F 社」といいます。）に対して80億円の貸付を行い、その後、平成23年6月30日に至るまで、54億6,267万1,224円の弁済を受け（以下、「本件弁済」といいます。）、また、当該貸付債権の担保として、S F 社がその顧客に対して有していた貸付債権について譲渡担保の設定を受けた（以下、「本件担保設定行為」といいます。）ことに対して、一審原告から、本件弁済及び本件担保設定行為の否認を主張され、54億6,467万1,224円（内訳：本件弁済額合計54億6,267万1,224円、本件担保設定行為に関する価額賠償請求200万円）及び付帯する年6分の遅延損害金の支払いを求める訴えを提起されたものであります。

平成25年12月16日、東京地方裁判所より、(1)クレディアは、原告に対し、54億6,467万1,224円及びこれに対する平成24年9月12日から支払い済みまで年6分の遅延損害金を支払え、(2)訴訟費用は、原告分を含め、クレディアの負担とする、旨の第一審判決の言い渡しがありました。

クレディアは、第一審及び控訴審を通じて、一審原告の主張には理由がないものとして、自らの主張の正当性を訴えてまいりましたが、これまでの訴訟経過、訴訟を継続した場合の訴訟費用の増加等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本件の解決を図ることが最善の策であると判断し、裁判上の和解（以下、「本件和解」といいます。）をすることといたしました。

4. 本件和解の主な内容

- (1) クレディアは、一審原告に対し、平成27年5月31日限り、本件和解金として金2,850百万円を支払うほか、一審原告が受領済の金員142百万円については、一審原告に帰属することを認める。
- (2) クレディア及び一審原告は、本件訴訟に関し、相手方に対するその余の請求を放棄する。

5. 今後の見通し

本件和解により、今後、クレディアは、本件和解金2,850百万円を一審原告に対して支払います。一方、当社は、平成26年2月13日付で公表しておりますとおり、第一審判決の言い渡しがあったことに伴い、平成26年3月期第3四半期連結決算において訴訟損失引当金2,951百万円を計上済みでありますので、本件訴訟に関連して、今後新たな負担が生じることはございません。

（参考）当期連結業績予想（平成26年8月13日公表分）及び前期連結実績

（単位：百万円）

	連結営業収益	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成27年3月期)	69,291	2,656	2,738	11,239
前期連結実績 (平成26年3月期)	61,926	13,745	13,351	11,145

以上